

## 黒松内の景観形成基準は

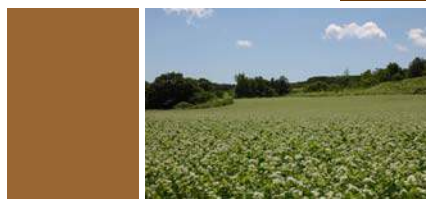
### 2 さく・塀・擁壁・その他これらに類するもの

(1) 建築物と一体となるもの

高さ1.2m以下とし、建築物と調和した色彩を用いるよう配慮する。

(2) その他

高さ3m以下とし、色彩は原色を避け、周辺と調和した色を採用する。  
なお、表面に看板を設ける際は、表面積の20%以下とする。



### 3 土地の形質の変更

できる限りがけをつくらぬよう工夫し、緑化を行う。

なお、がけが擁壁の場合は、周囲と調和する色彩とし、法面の場合は、緑化を行う。

### 4 樹木の伐採

森林(地域森林計画対象民有林)以外で、50㎡以上の樹林及び並木は、保存することとし、伐採が止むを得ない場合は、その都度町と協議する。

### 5 土石・廃棄物・再生資源等の堆積

高さ3m以下、面積1,000㎡以下とし、周辺の緑化を行う。ただし、止むを得ない場合は、その都度町と協議する。

## 届出に必要な書類

### 1 共通

(1) 届出書 行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日など記載

(2) 図面 敷地の位置及び敷地周辺の状況を表示する図面(2500分の1以上)

- ① 土地の形質変更: 変更を行う範囲・方法、法面処理方法、緑化方法を記載
- ② 樹木の伐採: 伐採を行う範囲及び伐採後に行う措置を記載
- ③ 土石・廃棄物・再生資源等の堆積: 堆積する範囲・方法、緑化方法を記載

(3) 写真 敷地及び敷地の周辺の状況を示す写真

(4) その他 参考となるべき事項を記載した書類



### 2 建築物・工作物

(1) 配置図 位置を表示する配置図(100分の1以上)

(2) 立面図 色彩が施された2面以上の立面図(50分の1以上)

### 景観修景事業奨励金を御活用ください

町では、優れた景観づくりへの誘導策として、景観修景事業奨励金制度を設けています。建物の屋根や外壁の色彩を町の指定色にした場合、修景に要した費用の一部を助成しています。詳細につきましては、町企画環境課までお問合せください。

### ■ お問合せ先 ■



北海道黒松内町 企画環境課  
〒048-0192 北海道寿都郡黒松内町字黒松内 302 番地 1  
TEL 0136-72-3376 (ダイヤルイン) FAX 0136-72-3316  
E-mail kikaku@town.kuromatsunai.hokkaido.jp



平成30年6月発行

自然にやさしく 人にやすらぎの田舎 プナ北限の里づくりをめざして



# 私たちが育む黒松内の景色

黒松内の自然景観・牧歌的風景は、  
「町民の財産」です

私たちが普段から見ている黒松内の風景。まちづくりのシンボルである天然記念物「自生北限の歌オブナ林」をはじめとした豊かな自然と農業の生業が生む牧歌的風景は、先人が守ってきた私たちの宝です。

町では、まちの財産である景観を守り、育てるため、平成7年の景観ガイドプランの策定から、景観条例の制定、景観修景の奨励など、皆様とともに取り組んできました。

国においては、経済性、効率性、機能的性が重視された時代の終息に伴い、美しい街並みなど良好な景観に関する国民の関心の高まりから、平成16年6月に「景観法」が制定され、一定のルールの下で景観づくりができる仕組みが整えられ、本町は、平成20年3月1日付けで同法で定める「景観行政団体」になりました。

皆様の景観に対する配慮一つ一つが集まることによって、真の黒松内らしい景観が生まれ育っていきます。この景観を子供たちの時代にもつなげることが私たちの責務です。



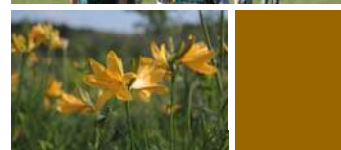
## 景観法に基づく黒松内ルールによる届出制度

一定規模を超える建築物・工作物の新築・増改築等の行為を行う場合は、景観法に基づく事前の届出が必要となります。

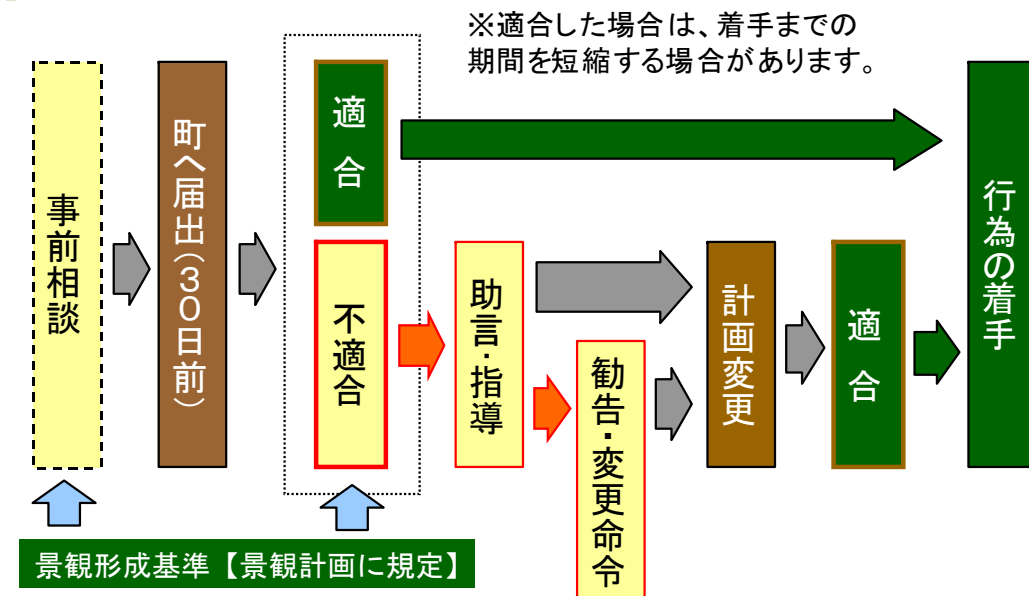
### 届出が必要な区域

#### 黒松内町全域

平成2年から全町的に景観修景に取り組んできましたので、町内全域を景観計画区域として指定しました。



## 景観法で規定される「届出」とは





# 「届出」の基準は

現在有るものを変更する必要はありません。  
新たに建築する場合や、色を塗り替える場合に、  
届出や規制を行うものです。

## 1 建築物

(1) 新築、増改築又は移転

➡ 高さ=3m以上又は建築面積10㎡以上…(A)

(2) 外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩変更

➡ (A)の規模を超える建築物の外観・色彩変更  
※屋根の形状変更、外壁・屋根の塗り替えなど

## 2 工作物

(1) 新設、増改設又は移転

① さく、塀、擁壁、その他これらに類するもの

➡ 高さ=1m以上…(B)  
※道路法第2条第1項に規定する道路、同条第2項に規定する道路の附属物及び鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設の用に供するものは、景観条例に係る届出を要しません。

② その他の工作物

(柱・車庫・資材庫など)  
※車庫・資材庫は、全面壁に覆われていないもの(全面壁に覆われているものは建築物に該当)

➡ 高さ=4m以上又は築造面積100㎡以上…(C)  
※道路法第2条第1項に規定する道路、同条第2項に規定する道路の附属物及び鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設の用に供するもの並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物は、景観条例に係る届出を要しません。

(2) 外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩変更

➡ (B)(C)の規模を超える工作物の外観・色彩変更  
※塀の塗り替え、外壁・屋根の塗り替えなど

## 3 土地の形質の変更

面積1,000㎡以上

※都市計画法に規定する開発行為及び北海道自然環境等保全条例に規定する特定開発行為は、景観条例に係る届出を要しません。

## 4 樹木の伐採

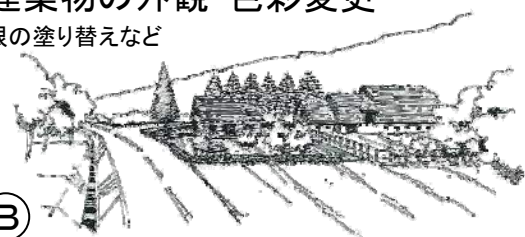
一体となる面積50㎡以上の樹林又は並木

※森林法の規定による許可及び届出を要する行為は、景観条例に係る届出を要しません。

## 5 土石・廃棄物・再生資源等の堆積

高さ3m以上又は面積100㎡以上で堆積期間が90日以上

※農業の用に供する有機物資源(堆肥)の堆積は、景観条例に係る届出を要しません。



# どんな場合に「変更命令」「勧告」するの

届出の内容が、黒松内ルールである「景観形成基準」に適合しない場合、  
勧告・変更命令を行います。

## 変更命令

建築物の新築及び工作物の新設で、形態意匠が景観形成基準に適合しない行為に対し行います。変更命令に従わない場合は、景観法の規定により50万円以下の罰金に処せられることがあります。

## 勧告

変更命令を行う以外で、景観形成基準に適合しない行為に対し行います。

景観規制を行う本来の目的は、「黒松内の景観を守り、育てること」にあります。  
景観形成基準に適合しない届出に対して直ちに変更命令・勧告を行うのではなく、  
届出者と協議しながら進めていきます。

# 黒松内の景観形成基準は

## 1 建築物、車庫等の立体的な工作物

高さ 市街地域域=13m以下  
(1区~14区、熱帯公住、黒松内公住)

その他の区域=10m以下

配置 商業地区=道路・隣地から1m以上後退  
(2区から6区までの商店街)

その他の地区=道路・隣地から2m以上後退

屋根 1色に統一し、色彩は次の指定色

外壁 色数はできる限り少なくし、色彩は指定色。  
ただし、レンガや木などの天然素材やコンクリートの外壁は認めます。



## 黒松内の指定色

建築物及び車庫等の立体的な工作物の色彩は、町が定めた指定色以外の色彩を用いることを基本的に認めていません。やむを得ず指定色を採用しない場合は、その都度、町と協議することとなります。

### ● 屋根

	グリーン系	ブラウン系	ブラック系
色見本			
マンセル	5GY3/1	5R3/1	N3

### 特例

	屋根	外壁
色見本		
マンセル	10G4/10	5R4/14

農業者が使用する建築物及び立体的な工作物。  
ただし、住宅の用に供する建築物を除く。

屋根の色数: 1色に統一

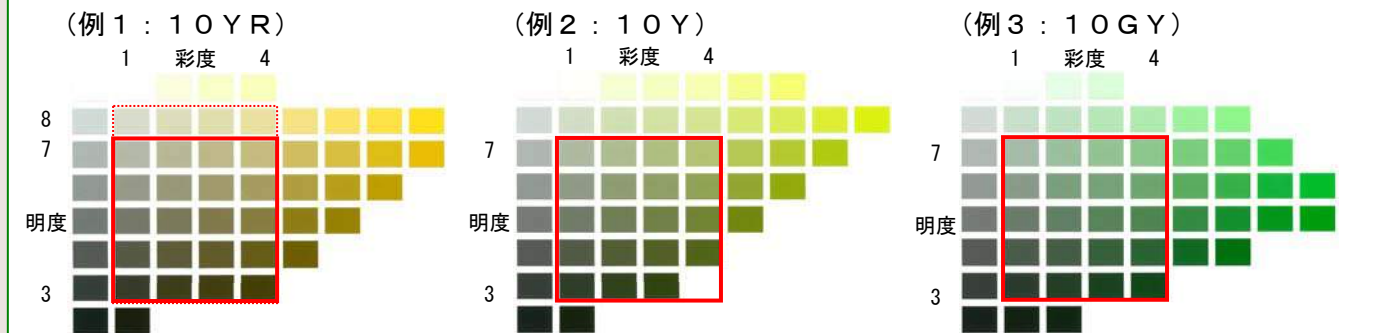
外壁の色数: できる限り少なく

※ただし、色相YRの場合、外壁表面仕上げにおいてデザインにより明るさが抑制される場合は、明度は3以上8以下とする。

### ● 外壁

	グレー系	ブラウン・ベージュ系	グリーン系
色相	N5~N7.5	7.5YR~10YR Y	GY
明度	—	3以上7以下	3以上7以下
彩度	—	1以上4以下	1以上4以下

※外壁の指定色の一例です。赤枠内が使用可能範囲です。



※ 色彩の表示は、日本工業規格Z8721(色の表示方法—三属性による表示)に指定されたマンセル表色系によります。  
※ 塗装の場合、社団法人日本塗料工業会発行の色見本帳に、塗料毎のマンセル値が記載されています。  
※ 町では、マンセル表色系の色見本を常備しています。仕上げ材の色彩などのマンセル値がわからない場合は、お気軽にお問合せください。  
※ 上記の指定色の色彩は印刷のため、正確な色彩ではありません。実際の色彩は色見本で確認してください。